

資 料1

「インクル COMPASS(試案)」の作成に使用した
インクルーシブ教育システムの構築に関する国の
政策・方針等一覧

1. 体制整備	「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（2012） 4. 多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進 ・多様な学びの場（通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校）における環境整備と教職員の確保が必要である。 ・特別支援教育により多様な幼児児童生徒のニーズに的確に応えていくためには、教員だけの対応では限界がある。校長のリーダーシップの下、校内支援体制を確立し、学校全体で対応する必要があることは言うまでもないが、その上で、例えば、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に定める教職員に加えて、特別支援教育支援員の充実、さらには、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、ST（言語聴覚士）、OT（作業療法士）、PT（理学療法士）等の専門家の活用を図ることにより、障害のある幼児児童生徒への支援を充実させることが必要である。 「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（2012） 1. 共生社会の形成に向けて ・特別支援教育に関連して、障害者理解を推進することにより、周囲の人々が、障害のある人や子どもと共に学び合い生きる中で、公平性を確保しつつ社会の構成員としての基礎を作っていくことが重要である。次代を担う子どもに対し、学校において、これを率先して進めていくことは、インクルーシブな社会の構築につながる。
2. 施設・設備	障害者基本計画（第4次）（2018）（Ⅲ 分野別施策の基本的方向、3. 教育 文化芸術活動・スポーツ等、【基本的な考え方】、（2） 教育環境の整備） ・学校施設のバリアフリー化や特別支援学校の教室不足解消に向けた取組等を推進する。特に、災害発生時の避難所として活用されることもある公立小・中学校施設のバリアフリー化やトイレの洋式化については、学校設置者の要望を踏まえて、必要な支援に努める。 ・障害のある児童生徒の教育機会の確保や自立と社会参加の推進に当たってのコミュニケーションの重要性に鑑み、デジタル教科書等の円滑な制作・供給やコミュニケーションに関するICTの活用も含め、障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教科書、教材、支援機器等の活用を促進する。
3. 教育課程	学習指導要領（第1章 総則） 新学習指導要領（前文、第1章 総則）
4. 指導体制	中央教育審議会初等中等教育分科会「合理的配慮について」（2010） ・障害のある児童生徒等に対する教育を小・中学校等で行う場合には、「合理的配慮」として、教員、支援員等の確保、個別の教育支援計画や個別の指導計画に対応した柔軟な教育課程の編成や教材等の配慮が考えられる。 ・公立小・中学校についての国、都道府県、市町村、学校・校長等の役割分担を明確にする。

	共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（2012） 3. 障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備 ・「合理的配慮」は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであり、設置者・学校と本人・保護者により、発達の段階を考慮しつつ、「合理的配慮」の観点を踏まえ、「合理的配慮」について可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましく、その内容を個別の教育支援計画に明記することが望ましい。 同 1. 共生社会の形成に向けて ・合理的配慮を含む必要な支援を受けながら、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある子どもに対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応えた指導を提供できるよう、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校という連続性のある「多様な学びの場」のそれぞれの充実を図る。
5. 交流及び 共同学習	障害者基本法 第16条（2013） ・国及び地方公共団体は、障害者はその年齢及び能力に応じ、かつその特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるように配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。 ・国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。 ・国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない。 ・国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境を促進しなければならない。 障害者基本計画（第4次）（2018）Ⅲ 各分野における障害者施策の基本的な方向 9. 教育の振興 【基本的な考え方】 ・障害の有無によって分け隔てられることなく、国民が相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、可能な限り共に教育を受けることのできる仕組みの整備を進めるとともに、いわゆる「社会モデル」を踏まえつつ、障害に対する理解を深めるための取組を推進する。 障害者基本計画（第4次）（2018）Ⅲ 各分野における障害者施策の基本的な方向 10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興 【基本的な考え方】 ・全ての障害者の芸術及び文化活動への参加を通じて、障害者の生活を豊かにす

	るとともに、国民の障害への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加の促進に寄与する。 ユニバーサルデザイン 2020 行動計画 ・学校教育における取組として、交流及び共同学習のさらなる推進のための取組を行い、障害のある人とともにある「心のバリアフリー」授業の全面展開を図る。 障害者の芸術活動への支援を推進するための懇談会中間とりまとめ（厚生労働省） 小・中学校学習指導要領解説総則編 ・児童が障害のある幼児児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための絶好の機会であり、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ。 発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン
6. 移行支援	「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（2012） 4. 多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進 ・医療、保健、福祉、労働等の関係機関等との適切な連携が重要である。このためには、関係行政機関等の相互連携の下で、広域な地域支援のための有機的なネットワークが形成されることが有効である。 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」 2. 就学相談・就学先決定の在り方について ・乳児期から幼児期にかけて、子どもが専門的な教育相談・支援が受けられる体制を医療、保健、福祉等との連携の下に早急に確立することが必要であり、それにより、高い教育効果が期待できる。 障害者基本計画（第4次）（2018）Ⅲ 各分野における障害者施策の基本的な方向 9. 教育の振興 【基本的な考え方】、（1） インクルーシブ教育システムの推進 ・障害のある児童生徒が様々な支援を利用しつつ、自立と社会参加を促進できるよう、福祉、労働等との連携の下、障害のある児童生徒のキャリア教育や就労支援の充実を図る。
7. 研修	「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（2012） 5. 特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上等 （1） 教職員の専門性の確保 ・インクルーシブ教育システム構築のため、すべての教員は、特別支援教育に関する一定の知識・技能を有していることが求められる。 ・「合理的配慮」については、特別支援教育に関わる教員の専門性として位置付けていくことが必要である。 ・発達障害も含め、それぞれの障害種について、中心となる担当教員を任命権者が研修その他の支援により計画的に育成していくことが必要である。

	・特別支援学校の教員については、特別支援教育の専門性を更に高めるとともに、教科教育の専門性をもバランス良く身に付けることが重要である。 「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～（答申）」 4. 改革の具体的な方向性 ・特別支援学校教諭等免許状の所持率向上を図る。平成 32 年度までの間に、おおむね全ての特別支援学校の教員が免許状を所持することを目指す。 ・小中学校の特別支援学級担任の（特別支援学校教諭等免許状の）所持率も現状の 2 倍程度を目標として、特別支援学校教諭免許状の取得を進めることが期待される。 障害者の権利に関する条約 第 24 条 教育 ・締約国は、・（中略）・手話又は点字について能力を有する教員（障害のある教員を含む。）を雇用し、並びに教育に従事する専門家及び職員（教育のいずれの段階において従事するかを問わない。）に対する研修を行うための適当な措置をとる。
--	--

資料2

「インクル COMPASS」解説リーフレット

インクルーシブ教育システムを推進するための 主体的な取組を支援します



インクルCOMPASSを 使ってみよう！！



インクルCOMPASSって？

インクルーシブ教育システムを推進し、主体的取組を支援するための手がかりとなるもので、7つの観点でチェックするシートと、それを整理するナビゲーションシートから構成されています。

COMPASSは、英語表記である「Components for Promoting Inclusive Education System and Assisting Proactive Practices」の頭字語です。

インクルーシブ教育システム推進のためには、各機関の取組状況を把握し、今後の見通しをもつための観点が必要になってきます。しかし、こうした観点はこれまで示されていませんでした。また、園や学校で行われている取組が、インクルーシブ教育システムとどのように関連付いているのかがわかりにくいという声もあります。そこで、国立特別支援教育総合研究所では、園や学校がインクルーシブ教育システム構築の現状や課題を把握して、次の取組を見出すための手がかりを得るツールである「インクルCOMPASS」を作成しました。インクルCOMPASSは、インクルーシブ教育システム構築の進捗状況について、他の地域や園・学校の取組と比較をするためのものではありません。

インクルーシブ教育システムを推進するために取り組むべき課題は、地域や園・学校によって様々だと思います。インクルCOMPASSは、インクルーシブ教育システムを推進するために必要な取組すべてを網羅するものではありません。一つの方向性を示した観点として、それぞれの園や学校で取組を行う際や、これまでの取組を振り返る際に活用していただければ幸いです。

以上のことを踏まえて、インクルCOMPASSのコンセプトを次のように掲げています。

- (1) 園や学校のインクルーシブ教育システムの構築を一層推進するために、現在の取組状況を把握し、その結果を踏まえて今後、取り組むべきことを検討する際のヒントが掴めます。
- (2) 現状を振り返ることで、園や学校の強みや課題を確認することができます。



インクルCOMPASSの観点

インクルCOMPASSでは、インクルーシブ教育システムの構築について、図1に示す7つの観点で整理しています。

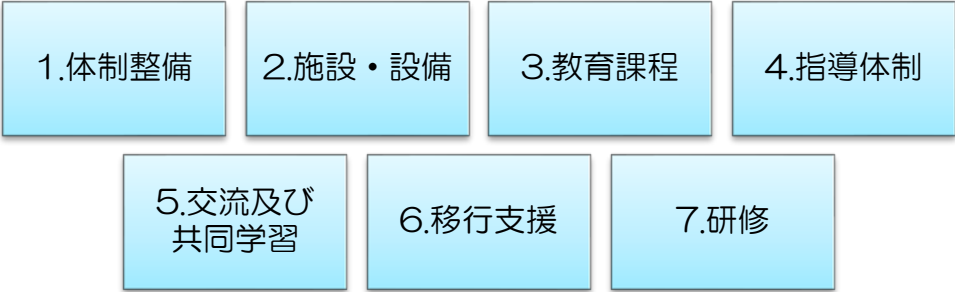


図1 インクルーシブ教育システム構築に関する7つの観点

インクルCOMPASSの実施手順

インクルCOMPASSを活用する手順は、大きく以下のとおりです。

3-2 特別的教育課程の実施	
特別的教育課程の実施上の配慮	
取組の状況	
☒	(1) 障害のある幼児児童生徒について教育課程を具体化する際は、個別の指導計画を作成し、一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にしている。
☒	(2) 障害のある幼児児童生徒の教育課程の実施に当たっては、教育の効果を定期的に検証し、必要があれば指導の内容及び方法を改善している。
☐	(3) 障害のある幼児児童生徒の教育課程の実施に当たっては、地域の人的・物的資源を取り入れるなど、地域の協力を得ながら実施している。
☒	(4) 障害のある幼児児童生徒の教育課程の実施に当たっては、指導に関わる教師が連携し、複数の教科等の連携を図りながら授業をつくっている。
☐	(5) 通級による指導を受けている児童生徒の特別的教育課程の実施に当たっては、通級による指導の内容及び各教科等の指導の内容を関連付けて指導を行っている。 ※幼稚園は該当しない
☒	(6) 特別支援学校に在籍している児童生徒と通常の学校に在籍している児童生徒との交流及び共同学習が計画的に実施できるように、双方の通時程を作成している。 ※幼稚園、高等学校は該当しない
☒	(7) 通常の学校に在籍する特別な教育的配慮が必要な幼児児童生徒に対し、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導を工夫している。
上記以外の取組	

(1) 取組の状況についてチェックをする

園や学校の取組の状況をチェックした上で、各項目の取組の進捗を総合判断し、今後の取組の方向性を検討します。

7つある観点のうち、園や学校の実情に応じて、チェックしやすい観点からはじめてください。

インクルーシブ教育システムを推進し、主体的取組を支援するための観点 インクルCOMPASS	
ナビゲーションシート	
幼稚園・学校用	
I. インクルーシブ教育システムの構築状況	
観点1 体制整備	
(1-1) 学校の校内の支援に係る体制整備	☐
(1-2) 周囲の幼児児童生徒及び保護者の理解	☐
(1-3) 地域への理解・啓発	☐
(1-4) 管理職のリーダーシップ	☐
観点2 施設・設備	
(2-1) バリアフリー施設設備の整備	☐
(2-2) 合理的配慮の提供に関する施設設備の整備	☐
(2-3) 教育支援機器の整備	☐
II. インクルーシブ教育システム構築の推進に向けた重点的取組の方策案	
事例	方策案の概要
例 4	通常の学校に在籍する障害のある生徒について、保護者や関係機関との協働により個別の教育支援計画を作成することを通して指導体制の充実を図る。
1	
2	
3	

(2) 「ナビゲーションシート」で整理する

「ナビゲーションシート」を使って、各観点の取組の進捗を総覧し、今後優先的に取り組むべき事項を挙げます。

そして、実際に取り組むべき内容を話し合い、具体的な取組につなげていきましょう。

(2) 「ナビゲーションシート」で全体を整理しましょう

Q1：どのようにして記入すれば良いの？

A1：各ページにある『「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断』でチェックを付けた項目を見ながら記入してください。

Q2：「重点的取組の方策案」はどう決めれば良いの？優先順位の決め方は？

A2：園や学校の実情に応じて、総合的に判断してください。「できていない」や「重点的に取り組む必要がある」の項目にチェックが付いた項目を取り上げて良いと思います。優先順位についても、無理なく取り組めるようにチェック結果を参考にしてください。



インクルーシブ教育システムを推進し、主体的取組を支援するための観点
インクルCOMPASS

ナビゲーションシート

『「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断』でチェックを付けた項目に○を付けてください。

I. インクルーシブ教育システムの構築状況

観点1 体制整備	できている	どちらか きつい	どちらか ゆるい	取り組む 必要がある
(1-1)学校の校内の支援に係る体制整備	○			
(1-2)周囲の幼児児童生徒及び保護者の理解		○		
(1-3)地域への理解・啓発		○		
(1-4)管理職のリーダーシップ	○			
観点2 施設・設備				
(2-1)バリアフリー施設設備の整備		○		
(2-2)合理的配慮の提供に関する施設設備の整備		○		
(2-3)教育支援機器の整備	○			

II. インクルーシブ教育システム構築の推進に向けた重点的取組の方策案

優先順位	観点番号	方策案の概要
例	4	通常の学級に在籍する障害のある生徒について、保護者や関係機関との協働により個別の教育支援計画を作成することを通して指導体制の充実を図る。
1		上段の「I. インクルーシブ教育システムの構築状況」を俯瞰し、さらなる推進に向けて重点的に取り組む方策を記入してください。項目番号（1-1、2-2…）で挙げてもらってもかまいません。
2		
3		

ここでは、インクルCOMPASSで使用している用語を簡単に説明します。

共生社会

これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会。

交流及び共同学習

障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し合える共生社会を実現するために、園や学校が行う、障害のある子どもと障害のない子ども、あるいは地域の障害のある人とが触れ合い、共に活動すること。

インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み。

連続性のある「多様な学びの場」

障害のある子どもに対して、その時点で教育的ニーズに最も確に指導を提供できる多様な柔軟な学びの場。通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校など。

基礎的環境整備

「合理的配慮」の基礎となるものであって、障害のある子供に対する支援について、法令に基づき又は財政措置等により、例えば、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、それぞれ行う教育環境の整備のこと。

合理的配慮

障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの。

特別支援学校のセンター的機能

地域において特別支援教育を推進するための体制を整備するために、特別支援学校が、教育上の高い専門性を生かしながら地域の園や学校等を積極的に支援していくこと。

特別支援教育コーディネーター

各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う者。

個別の教育支援計画

他機関との連携を図るための長期的な視点に立った計画。一人一人の障害のある子どもについて、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した長期的な計画を関係機関や保護者と連携しながら学校が中心となって作成する。

個別の指導計画

幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画。例えば、単元や学期、学年等ごとに作成され、それに基づいた指導が行われる。

特別の教育課程

小・中学校等の特別支援学級や通級指導教室において、特に必要がある場合に、特別支援学校の小・中学部の学習指導要領を参考とし、実情に即して編成する教育課程のこと。学校教育法の定める小・中学校の目的及び目標を達成するものでなければならない。

カリキュラム・マネジメント

学習指導要領等を受け止めつつ、子どもたちの姿や地域の実情等を踏まえて、各学校が設定する学校教育目標を実現するために、学習指導要領等に基づいて教育課程を編成し、それを実施・評価・改善していくこと。

自立活動

幼児児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培うために設けられた指導領域。

各教科等を合わせた指導

知的障害のある児童生徒又は複数の種類の障害を併せ有する児童生徒を教育する場合において特に必要のあるときに、各教科、道徳科、特別活動、自立活動及び小学部においては外国語活動の一部又は全部を合わせて行う指導。

医療的ケア

法律上に定義されている概念ではないが、一般的に学校や在宅等で日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医行為のこと。

特別支援教育支援員

園、小・中学校、高等学校において障害のある幼児児童生徒に対し、食事、排泄、教室の移動補助等学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障害の幼児児童生徒に対し学習活動上のサポートを行ったりする者。

クールダウンスペース

学校で行われる合理的配慮の一つであり、特に発達障害のある子どもに対して、小部屋や衝立によるスペース等を確保することにより、心理的安定等を図る。



用語説明の参考文献は以下のとおりです。

- ・ 文部科学省、<http://www.mext.go.jp/>
- ・ 中央教育審議会（2012）共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）。
- ・ 国立特別支援教育総合研究所（2015）特別支援教育の基礎・基本 新訂版、ジアース教育新社。
- ・ 国立特別支援教育総合研究所、インクルーシブ教育システム構築支援データベース、http://inclusive.nise.go.jp/?page_id=13

「インクルCOMPASSを使ってみよう！！」は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の基幹研究（横断的研究）「我が国におけるインクルーシブ教育システムの構築に関する総合的研究ーインクルCOMPASS（試案）の活用を検討ー」（平成30～31年度）で作成したものです。本研究について、より詳しくお知りになりたい方は、以下のURLから研究成果報告書をご覧ください。

https://www.nise.go.jp/nc/report_material/research_results_publications/specialized_research

資料3

「インクル COMPASS」チェックシート

幼稚園・認定こども園・保育所用

観点1 体制整備

インクルーシブ教育システム構築を地域や学校で進めていくためには、園内での支援に係る体制整備が必要である。園等における支援に係る園内の体制整備は、園長のリーダーシップのもと、担当教員だけでなく組織的に取り組むことが必要である。また、園内の体制整備のためには、周囲の園児及びその保護者、地域の理解が不可欠であるため理解・啓発が重要となる。

1-1 園内の支援に係る体制整備	
取組の状況	
☐	(1) 特別支援教育の推進を担う部署（例えば、特別支援教育部等）を園内の分掌に位置付けている。
☐	(2) 発達障害を含む障害のある幼児や特別な支援を必要とする幼児の実態把握を行っている。
☐	(3) 発達障害を含む障害のある幼児や特別な支援を必要とする幼児への支援について園としての方針を作成している。
☐	(4) 定期的に園内委員会を開催している。
☐	(5) 全教職員間で、発達障害を含む障害のある幼児や特別な支援を必要とする幼児に関する情報共有の場や機会を設けている。
☐	(6) 特別支援教育コーディネーターが、園内教職員が連携できるように調整を行っている。
☐	(7) 特別支援学校に対し必要に応じて相談できる支援体制を作っている。
☐	(8) 特別支援学校から、助言や援助を受けている。
☐	(9) 特別支援教育担当部が他分掌と連携している。
上記以外の取組	
「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断 ☐ できている ☐ どちらとも言えない ☐ できていない ➤（* ☐ 重点的に取り組む必要がある） * 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。	
インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案 （上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください）	

1-2 周囲の幼児及び保護者の理解推進	
取組の状況	
☐	(1) 周囲の幼児に対して、発達障害を含む障害のある幼児が有する困難さや関わり方等について伝えている。
☐	(2) 同じ園に通っている保護者に対して、発達障害を含む障害のある幼児が有する困難さや配慮等について伝えている。
上記以外の取組	
「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断 ☐ できている ☐ どちらとも言えない ☐ できていない ➤ (* ☐ 重点的に取り組む必要がある) * 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。	
インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案 (上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください)	

幼稚園・認定こども園・保育所用

1-3 地域への理解・啓発	
取組の状況	
☐	(1) 地域住民に対して、例えば、園だより等で発達障害を含む障害のある幼児やインクルーシブ教育システム等に関する理解・啓発の取組を行っている。
上記以外の取組	
「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断 ☐ できている ☐ どちらとも言えない ☐ できていない ➤ (* ☐ 重点的に取り組む必要がある) * 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。	
インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案 (上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください)	

幼稚園・認定こども園・保育所用

1-4 管理職のリーダーシップに基づく園経営	
取組の状況	
☐ (1) 園の経営計画や年間経営計画の柱の1つとして、特別支援教育の充実に向けた内容を示している。 ☐ (2) 特別支援教育コーディネーターを複数名の指名をする等して、特別支援教育コーディネーターが負担感なく業務を行えるように配慮している。 ☐ (3) 特別支援教育支援員等の教員以外の人材を配置している。	
上記以外の取組	
「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断 ☐ できている ☐ どちらとも言えない ☐ できていない ➤ (* ☐ 重点的に取り組む必要がある) * 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。	
インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案 (上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください)	

幼稚園・認定こども園・保育所用

観点2 施設・設備

園の教育環境として、バリアフリー施設・設備や合理的配慮の提供に関する施設・設備を整備することと、教育支援機器等を可能な限り整備することが重要である。

2-1 バリアフリー施設・設備の整備	
取組の状況	
☐	(1) 園内のバリアフリー施設・設備※の整備状況を把握できる体制を整えている。
☐	(2) 園内のバリアフリー施設・設備の整備について、必要に応じて設置者に要望している。
☐	(3) 園の災害発生時に備え、多機能トイレや停電時でも医療用機器が利用できる防災設備（非常電源等）の整備について、必要に応じて設置者に要望している。
上記以外の取組	
「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断 ☐ できている ☐ どちらとも言えない ☐ できていない ➤（* ☐ 重点的に取り組む必要がある） * 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。	
インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案 （上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください）	

※園内のバリアフリー施設・設備としては、多機能トイレや視覚障害者誘導用ブロック、階段昇降機やエレベータ、障害者用駐車スペース等が考えられる。また、合理的配慮の提供に関する施設・設備としては、スロープや手すり、クールダウンスペース等の子どもが安心して過ごせる場所、雑音軽減のための緩衝材等が挙げられる。

幼稚園・認定こども園・保育所用

2-2 合理的配慮の提供に関する施設・設備の整備	
取組の状況	
☐ (1) 合理的配慮の観点から、発達障害を含む障害のある幼児や特別な支援を必要とする幼児が安全かつ円滑に園生活を送ることができるように、施設・設備（例えば、クールダウンの場所、ブラインドやカーテン、危険防止柵等）の整備状況を把握できる体制を整えている。	
☐ (2) 園内での合理的配慮の提供に関する施設・設備（例えば、クールダウンの場所、ブラインドやカーテン、危険防止柵等）について、必要に応じて設置者に要望している。	
☐ (3) 合理的配慮の提供に当たって必要となる施設・設備（例えば、クールダウンの場所、ブラインドやカーテン、危険防止柵等）を整備するために、設置者とともに発達障害を含む障害のある幼児や保護者等と合意形成を図っている。	
上記以外の取組	
「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断 ☐ できている ☐ どちらとも言えない ☐ できていない ➤（* ☐ 重点的に取り組む必要がある） * 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。	
インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案 （上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください）	

2-3 教育支援機器の整備	
取組の状況	
☐ (1) 園における教育支援機器※について、その整備状況を把握している。 ☐ (2) 必要な教育支援機器の整備について、必要に応じて設置者に要望している。 ☐ (3) 園内の教育支援機器の整備を図るため、必要に応じて特別支援学校のセンター的機能を利用する等、外部から助言を受けている。	
上記以外の取組	
「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断 ☐ できている ☐ どちらとも言えない ☐ できていない ➤ (* ☐ 重点的に取り組む必要がある) * 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。	
インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案 (上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください)	

※教育支援機器には、例えばパソコンやタブレット、ソフトウェア等が挙げられる。

2-4 教室配置及び既存の教室の活用	
取組の状況	
☐	(1) 発達障害を含む障害のある幼児や特別な支援を必要とする幼児に配慮した教室の配置を工夫している（例えば、発達上の課題に応じた環境への配慮等）。
☐	(2) 発達障害を含む障害のある幼児や特別な支援を必要とする幼児に配慮して、既存の教室や園内施設（例えば、小部屋や区切られた空間等）を有効に活用している。
上記以外の取組	
「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断	
☐ できている ☐ どちらとも言えない ☐ できていない ➤（* ☐ 重点的に取り組む必要がある）	
* 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。	
インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案 （上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください）	

観点3 教育課程

教育課程は学校の教育活動の中核をなすものであり、インクルーシブ教育システムの構築においても重要な要素の一つである。園等においては、障害のある子どもを含めた幼児の発達を見通した教育課程を編成し、PDCAサイクルに基づいて教育活動の質の向上を図る必要がある。

3-1 教育課程の編成・実施	
取組の状況	
☐	(1) 障害のある幼児を含む全ての幼児が、園の教育目標を達成できるように教育課程を編成することが、園の経営方針に示されている。
☐	(2) 個々の幼児の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法を工夫する。
上記以外の取組	
「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断 ☐ できている ☐ どちらとも言えない ☐ できていない ➤（* ☐ 重点的に取り組む必要がある） * 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。	
インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案 （上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください）	

幼稚園・認定こども園・保育所用

観点4 指導体制

園において、特別の教育的支援が必要な幼児に対する指導や支援の充実を図るためには、園等の状況を踏まえて方針を作成し、指導体制を整備することが大切である。園内においては、特別支援教育コーディネーターや特別支援教育支援員等の役割の明確化とその活用、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と活用が求められる。

4-1 指導体制の整備・充実	
取組の状況	
☐	(1) 発達障害を含む障害のある幼児や特別な支援を必要とする幼児に関する情報共有をするための会議を設定している。
☐	(2) 上記の情報共有の会議は、全教職員（特別支援教育支援員等を含む）が参加する形で、定期的実施している。
☐	(3) 発達障害を含む障害のある幼児に対して、個別の教育支援計画を作成・活用している。
☐	(4) 個別の教育支援計画の作成・活用に当たっては、保護者の意向を踏まえて作成している。
☐	(5) 発達障害を含む障害のある幼児に対して、個別の指導計画を作成・活用している。
☐	(6) 個別の教育支援計画や個別の指導計画に合理的配慮に関する内容を含めている。
☐	(7) 個別の教育支援計画、個別の指導計画は、定期的に見直しを行っている。
☐	(8) 発達障害を含む障害のある幼児や特別な支援を必要とする幼児の実態に合わせた教材を作成している。
☐	(9) 発達障害を含む障害のある幼児や特別な支援を必要とする幼児の実態に合わせて指導形態を工夫している。
上記以外の取組	
「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断 ☐ できている ☐ どちらとも言えない ☐ できていない ➤（* ☐ 重点的に取り組む必要がある） * 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。	
インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案 （上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください）	

4-2 地域の関係機関の連携	
取組の状況	
☐ (1) 必要に応じて外部の専門家の派遣を要請し、指導及び支援内容に関する助言を受けている。	
☐ (2) 特別支援学校のセンター的機能を活用して特別支援学校の教員から指導や支援内容に関する助言を受けている。	
☐ (3) 医療的ケアが必要な幼児に対して、必要な人材を配置して支援を行っている。	
☐ (4) 幼児の実態やニーズに応じて、他機関（行政・医療・療育・教育機関等）と連携して支援を行っている。	
上記以外の取組	
「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断 ☐ できている ☐ どちらとも言えない ☐ できていない ➤（* ☐ 重点的に取り組む必要がある） * 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。	
インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案 （上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください）	

4-3 幼児及び保護者の理解推進	
取組の状況	
☐	(1) 発達障害を含む障害のある幼児とその保護者に対して、例えば学びの場や具体的な指導・支援等に関する説明を行っている。
☐	(2) 発達障害を含む障害のある幼児に対する合理的配慮について、園と本人や保護者との間で合意形成を行うための相談・協議をする機会を設けている。
上記以外の取組	
「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断 ☐ できている ☐ どちらとも言えない ☐ できていない ➤ (* ☐ 重点的に取り組む必要がある) * 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。	
インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案 (上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください)	

幼稚園・認定こども園・保育所用

観点5 交流及び共同学習

交流及び共同学習は、障害のある幼児が地域に根差して豊かな生活を送り、社会参加するために重要な教育活動である。このため、周囲が、日々の授業やスポーツ、文化・芸術活動等での交流を通して、障害のある幼児の特性や可能性を知ること、また、障害のある幼児と障害のない幼児の相互理解を図ることが大切である。

5-1 交流及び共同学習の実施のための具体的な取組	
取組の状況	
☐	(1) 園全体で取り組み、教職員間で交流及び共同学習の目的や内容等を共有している。
☐	(2) 園独自に、交流及び共同学習推進のための手引きやガイドライン等を作成している。
☐	(3) 交流及び共同学習推進のための手引きやガイドライン等を活用している。
☐	(4) 交流及び共同学習を教育課程に位置づけている。
☐	(5) 交流及び共同学習を推進するための部署を園の分掌に位置づけている。
☐	(6) 交流及び共同学習が継続的・計画的に行われるように、年間計画を作成している。
☐	(7) 交流先と連絡会や打ち合わせ等を行っている。
☐	(8) 交流先と教員等の付き添いや活動を調整している。
☐	(9) 居住地校交流を実施している。
☐	(10) 居住地校交流先と教員等の付き添いや活動を調整している。
☐	(11) 交流及び共同学習対象の幼児の靴箱、ロッカー、座席等を設置している。
☐	(12) 交流先と事後連絡会等を行い、課題を共有している。
上記以外の取組	
「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断 ☐ できている ☐ どちらとも言えない ☐ できていない ➤ (* ☐ 重点的に取り組む必要がある) * 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。	
インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案 (上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください)	

5-2 障害のある人との交流と理解・啓発	
取組の状況	
☐ (1) 障害のある者となない者が相互に理解し合うための「心のバリアフリー」※学習を実施している。 ☐ (2) 障害のある大人や地域における高齢者等、同世代以外の人と世代を超えた交流を行っている。 ☐ (3) 障害のある子どものスポーツ大会や作品展示会等のイベントに参加している。 ☐ (4) 日常の園生活において、障害者理解に関わる指導を行っている。	
上記以外の取組	
「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断 ☐ できている ☐ どちらとも言えない ☐ できていない ➤ (* ☐ 重点的に取り組む必要がある) * 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。	
インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案 (上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください)	

※「心のバリアフリー」とは、学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解（心のバリアフリー）の推進事業のことです。本事業は、障害者の権利に関する条約や障害者基本法の規定等を踏まえ、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催を契機として、障害のある子どもと障害のない子どもが一緒に障害者スポーツを行う、障害者アスリートの体験談を聞くなどの障害者スポーツを通じた交流及び共同学習を実施することにより、互いの個性や多様性を認め合える共生社会の形成に向けた取組につなげるとともに、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進に資するものです。

幼稚園・認定こども園・保育所用

観点6 移行支援

就学先の決定に当たっては、早期からの相談を行い、発達障害を含む障害のある幼児の可能性を最も伸長する教育が行われることを前提に、本人・保護者の意見を可能な限り尊重した上で、総合的な判断をすることが重要である。園が、家庭及び医療、福祉、保健等の関係機関や特別支援学校と連携を図り、長期的な視点で支援が必要な子どもへの教育的支援を行う必要がある。

6-1 就学支援システムづくり	
取組の状況	
☐ (1) 発達障害を含む障害のある幼児の支援を小学校へ繋げるために、例えば「就学支援シート」や「相談支援ファイル」等を活用して支援の引継ぎを行っている。	
☐ (2) 保護者に対して就学に関する情報提供を行っている。	
☐ (3) 保護者に対して、就学に関する早期からの教育相談を行っている。	
☐ (4) 保護者に対して学校見学の情報を提供している。	
☐ (5) 発達障害を含む障害のある幼児の学びの場を継続的に検討している。	
上記以外の取組	
「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断 ☐ できている ☐ どちらとも言えない ☐ できていない ➤ (* ☐ 重点的に取り組む必要がある) * 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。	
インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案 (上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください)	

観点7 研修

インクルーシブ教育システム構築のためには、特別支援教育に関して、全ての教職員が一定の知識・技能等を有していること、特別支援教育に関する専門性の向上を図ることが必要である。さらに、インクルーシブ教育システムとは何かについて、教職員の理解を促していくことが重要である。

7-1 園内における専門性の向上のための取組	
取組の状況	
☐ (1) 園全体で、全ての教職員が、特別支援教育に関する知識について学ぶ仕組みを作っている。 ☐ (2) 特別支援教育コーディネーターの専門性の向上を図っている。 ☐ (3) 外部人材を活用し、園全体としての専門性の向上を図っている。	
上記以外の取組	
「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断 ☐ できている ☐ どちらとも言えない ☐ できていない ➤ (* ☐ 重点的に取り組む必要がある) * 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。	
インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案 (上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください)	

7-2 園内における研修の実施	
取組の状況	
☐ (1) 園内において特別支援教育に関する研修を実施している。 ☐ (2) 園内においてインクルーシブ教育システムに関する研修を実施している。	
上記以外の取組	
「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断 ☐ できている ☐ どちらとも言えない ☐ できていない ➤ (* ☐ 重点的に取り組む必要がある) * 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。	
インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案 (上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください)	

7-3 校外研修を活用した理解・専門性の向上	
取組の状況	
☐ (1) 市区町村教育委員会等が主催する特別支援教育に関する研修に教職員が参加している。	
☐ (2) 市区町村教育委員会等が主催するインクルーシブ教育システムに関する研修に教職員が参加している。	
☐ (3) 研修を受けた教職員は、その内容を他の教職員に伝達している。	
上記以外の取組	
「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断 ☐ できている ☐ どちらとも言えない ☐ できていない ➤ (* ☐ 重点的に取り組む必要がある) * 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。	
インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案 (上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください)	

観点1 体制整備

インクルーシブ教育システムを地域や学校で推進していくためには、学校の特別支援教育に関する体制整備が必要である。教育委員会の設置者においては、この体制整備に当たり、関係機関相互の役割を明確にした上で連携を進めるとともに、専門家チームを編制する等の学校を支える仕組づくりが求められる。また、学校においては、校長のリーダーシップのもと、担当教員だけにまかせるのではなく、全校で組織的に取り組むことが必要である。そして、校内の体制整備を円滑に進めるためには、周囲の児童生徒及びその保護者、地域に対する理解・啓発が重要となる。

1-1 校内の支援に係る体制整備

取組の状況

- ☐ (1) 特別支援教育の推進を担う部署（例えば、特別支援教育部等）を校務分掌に位置付けている。
- ☐ (2) 発達障害を含む障害のある児童生徒や特別な支援を必要とする児童生徒の実態把握を行っている。
- ☐ (3) 発達障害を含む障害のある児童生徒や特別な支援を必要とする児童生徒への支援についての学校としての方針を作成している。
- ☐ (4) 定期的に校内委員会を開催している。
- ☐ (5) 全教職員間で、発達障害を含む障害のある児童生徒や特別な支援を必要とする児童生徒に関する情報共有の場や機会を設けている。
- ☐ (6) 特別支援教育コーディネーターが、校内で教職員が連携できるよう調整を行っている。
- ☐ (7) 特別支援学級担任や通級による指導の担当教員が、通常の学級への支援や特別支援教育の推進の役割を担っている。
- ☐ (8) 特別支援学校に対し必要に応じて相談できる体制を作っている。
- ☐ (9) 特別支援学校から、助言や援助を受けている。
- ☐ (10) 特別支援教育担当部が他分掌（例えば、教務部等）と連携している。

上記以外の取組

「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断

☐ できている ☐ どちらとも言えない ☐ できていない ➤ (* ☐ 重点的に取り組む必要がある)

* 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。

インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案

(上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください)

1-2 周囲の児童生徒及び保護者の理解推進	
取組の状況	
☐	(1) 周囲の児童生徒（例えば、同級生や交流先の児童生徒等）に対して、発達障害を含む障害のある児童生徒が有する困難さや関わり方等について伝えている。
☐	(2) 同じ小・中学校、高等学校等に通っている保護者に対して、発達障害を含む障害のある児童生徒が有する困難さや配慮等について伝えている。
上記以外の取組	
「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断 ☐ できている ☐ どちらとも言えない ☐ できていない ➤（* ☐ 重点的に取り組む必要がある） * 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。	
インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案 （上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください）	

1-3 地域への理解・啓発	
取組の状況	
☐	(1) 地域住民に対して、例えば、学校だより等で発達障害を含む障害のある児童生徒やインクルーシブ教育システム等に関する理解・啓発の取組を行っている。
上記以外の取組	
「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断 ☐ できている ☐ どちらとも言えない ☐ できていない ➤ (* ☐ 重点的に取り組む必要がある) * 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。	
インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案 (上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください)	

1-4 管理職のリーダーシップに基づく学校経営

取組の状況

- ☐ (1) 学校の経営方針や年間経営計画の柱の1つとして、特別支援教育の充実に向けた内容を示している。
- ☐ (2) 特別支援教育コーディネーターを複数指名する等して、特別支援教育コーディネーターが負担感なく業務を行えるように配慮している。
- ☐ (3) 特別支援教育支援員や特別支援教育に係るボランティアの教員以外の人材を配置している。
- ☐ (4) 特別支援学校教諭免許状を保有している教員を、特別支援学級の担任や通級による指導の担当者として配置している。

上記以外の取組

「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断

☐ できている ☐ どちらとも言えない ☐ できていない ➤ (* ☐ 重点的に取り組む必要がある)

* 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。

インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案

(上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください)

観点2 施設・設備

学校の教育環境として、バリアフリー施設・設備や合理的配慮の提供に関する施設・設備を整備することと、教育支援機器等を可能な限り整備することが重要である。

2-1 バリアフリー施設・設備の整備	
取組の状況	
☐	(1) 学校内のバリアフリー施設・設備※の整備状況を把握できる体制を整えている。
☐	(2) 学校内のバリアフリー施設・設備の整備について、必要に応じて教育委員会に要望している。
☐	(3) 学校の災害発生時に備え、多機能トイレや停電時でも医療用機器が利用できる防災設備（非常用電源等）の整備について、必要に応じて教育委員会に要望している。
上記以外の取組	
「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断 ☐ できている ☐ どちらとも言えない ☐ できていない ➤（* ☐ 重点的に取り組む必要がある） * 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。	
インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案 （上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください）	

※小・中学校、高等学校内のバリアフリー施設・設備としては、多機能トイレや視覚障害者誘導用ブロック、階段昇降機やエレベータ、障害者用駐車スペース等が考えられる。また、合理的配慮の提供に関する施設・設備としては、スロープや手すり、クールダウンスペース等の子どもが安心して過ごせる場所、雑音軽減のための緩衝材等が挙げられる。

2-2 合理的配慮の提供に関する施設・設備の整備	
取組の状況	
☐ (1) 合理的配慮の観点から、発達障害を含む障害のある児童生徒や特別な支援を必要とする児童生徒が安全かつ円滑に学校生活を送ることができるように、施設・設備（例えば、クールダウンの場所、ブラインドやカーテン、危険防止柵等）の整備状況を把握できる体制を整えている。	
☐ (2) 学校内での合理的配慮の提供に関する施設・設備（例えば、クールダウンの場所、ブラインドやカーテン、危険防止柵等）について、必要に応じて教育委員会に要望している。	
☐ (3) 合理的配慮の提供に当たって必要となる施設・設備（例えば、クールダウンの場所、ブラインドやカーテン、危険防止柵等）を整備するために、教育委員会とともに発達障害を含む障害のある児童生徒や保護者等と合意形成を図っている。	
上記以外の取組	
「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断 ☐ できている ☐ どちらとも言えない ☐ できていない ➤（* ☐ 重点的に取り組む必要がある） * 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。	
インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案 （上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください）	

2-3 教育支援機器の整備	
取組の状況	
☐ (1) 学校における教育支援機器*について、整備状況を把握している。 ☐ (2) 必要な教育支援機器の整備について、必要に応じて教育委員会に要望している。 ☐ (3) 校内の教育支援機器の整備を図るため、必要に応じて特別支援学校のセンター的機能を利用する等、外部からの助言を受けている。	
上記以外の取組	
「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断 ☐ できている ☐ どちらとも言えない ☐ できていない ➤ (* ☐ 重点的に取り組む必要がある) * 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。	
インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案 (上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください)	

※教育支援機器には、例えばパソコンやタブレット、ソフトウェア等が挙げられる。

2-4 教室配置及び既存の教室の活用	
取組の状況	
☐	(1) 発達障害を含む障害のある児童生徒や特別な支援を必要とする児童生徒に配慮した教室の配置を工夫している（例えば、発達上の課題に応じた環境への配慮、学年進行に応じて普通教室や特別支援学級の教室配置を見直す等）。
☐	(2) 発達障害を含む障害のある児童生徒や特別な支援を必要とする児童生徒に配慮して、既存の教室や校内施設（例えば、小部屋や区切られた空間等）を有効に活用している。
上記以外の取組	
「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断	
☐ できている ☐ どちらとも言えない ☐ できていない ➤（* ☐ 重点的に取り組む必要がある）	
* 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。	
インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案 （上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください）	

観点3 教育課程

教育課程は学校の教育活動の中核をなすものであり、インクルーシブ教育システムの構築においても重要な要素の一つである。特別支援学級、または、通級による指導において特別の教育課程を編成及び実施するに当たっては、PDCAサイクルに基づいて教育活動の質の向上を図る必要がある。

3-1 特別の教育課程の編成	
取組の状況	
☐	(1) 障害のある児童生徒を含む全ての児童生徒が、学校の教育目標を達成できるように教育課程を編成することが、学校の経営方針に示されている。
☐	(2) 上記の経営方針や特別の教育課程について、全教職員間で共通理解する機会を設けている。
☐	(3) 保護者に対して、特別の教育課程について説明する機会を設けている。
☐	(4) 特別支援学級においては、在籍する児童生徒の実態把握を行った上で、特別の教育課程を編成している。 ※高等学校は該当しない
☐	(5) 通級による指導では、児童生徒の実態把握を行った上で特別の教育課程を編成している。
☐	(6) 特別支援学級で特別の教育課程を編成する場合には、自立活動を取り入れている。 ※高等学校は該当しない
☐	(7) 特別支援学級に在籍している知的障害のある児童生徒に対しては、実態に応じた特別の教育課程を編成している。 ※高等学校は該当しない
☐	(8) 通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合には、自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定めている。
☐	(9) 高等学校において、特別な配慮が必要な生徒の学びの充実を考慮した学校設定教科・科目を設けている。 ※小・中学校は該当しない
上記以外の取組	
「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断	
☐ できている ☐ どちらとも言えない ☐ できていない ➤ (* ☐ 重点的に取り組む必要がある)	
* 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。	
インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案 (上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください)	

3-2 特別の教育課程の実施	
取組の状況	
☐ (1) 特別支援学級に在籍している、または、通級による指導を受けている発達障害を含む障害のある児童生徒の指導では、個別の指導計画を作成し、一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にしている。	
☐ (2) 特別支援学級に在籍している、または、通級による指導を受けている発達障害を含む障害のある児童生徒の指導に当たっては、教師間で連携している。	
☐ (3) 特別支援学級に在籍している児童生徒と通常の学級に在籍している児童生徒との交流及び共同学習が計画的に実施できるように、双方の週時程を作成している。 ※高等学校は該当しない	
☐ (4) 特別支援学級に在籍している、または、通級による指導を受けている発達障害を含む障害のある児童生徒の指導に当たっては、必要に応じて指導の内容及び方法を改善している。	
☐ (5) 通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒に対し、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導を工夫している。	
上記以外の取組	
「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断 ☐ できている ☐ どちらとも言えない ☐ できていない ➤ (* ☐ 重点的に取り組む必要がある) * 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。	
インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案 (上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください)	

観点4 指導体制

小・中学校、高等学校等において、特別の教育的支援が必要な児童生徒に対する指導や支援の充実を図るためには、学校現場の状況を踏まえて方針を作成し、指導体制を整備することが大切である。校内においては、特別支援教育コーディネーターや特別支援教育支援員等の役割の明確化とその活用、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と活用が求められる。

4-1 指導体制の整備・充実	
取組の状況	
☐	(1) 発達障害を含む障害のある児童生徒や特別な支援を必要とする児童生徒に関する情報共有をするための会議を設定している。
☐	(2) 上記の情報共有の会議は、全教職員（特別支援教育支援員等を含む）が参加する形で、定期的を実施している。
☐	(3) 通常の学級に在籍する障害のある児童生徒や特別な支援を必要とする児童生徒に対して、個別の教育支援計画を作成・活用している。
☐	(4) 特別支援学級に在籍するすべての児童生徒、または、通級による指導を受けているすべての児童生徒に対して、個別の教育支援計画を作成・活用している。
☐	(5) 個別の教育支援計画の作成に当たっては、保護者の意向を踏まえて作成・活用している。
☐	(6) 通常の学級に在籍する障害のある児童生徒や特別な支援を必要とする児童生徒に対して、個別の指導計画を作成・活用している。
☐	(7) 特別支援学級に在籍するすべての児童生徒、または、通級による指導を受けているすべての児童生徒に対して、個別の指導計画を作成・活用している。
☐	(8) 個別の教育支援計画、個別の指導計画に合理的配慮に関する内容を含めている。
☐	(9) 個別の教育支援計画、個別の指導計画は、定期的に見直しを行っている。
☐	(10) 発達障害を含む障害のある児童生徒や特別な支援を必要とする児童生徒の実態に合わせた教材を作成している。
☐	(11) 発達障害を含む障害のある児童生徒や特別な支援を必要とする児童生徒の実態に合わせて指導形態を工夫している。
☐	(12) 発達障害を含む障害のある児童生徒や特別な支援を必要とする児童生徒の困難さやニーズを考慮してテスト（試験・定期考査等）を実施している。
上記以外の取組	

「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断

☐ できている ☐ どちらとも言えない ☐ できていない ➤ （* ☐ 重点的に取り組む必要がある）

* 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。

インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案

（上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください）

4-2 地域の関係機関の連携	
取組の状況	
☐ (1) 必要に応じて教育委員会が編成する専門家チームの派遣を要請し、指導及び支援内容に関する助言を受けている。	
☐ (2) 特別支援学校のセンター的機能を活用して特別支援学校の教員から指導や支援内容に関する助言を受けている。	
☐ (3) 医療的ケアが必要な児童生徒に対して、必要な人材を配置して支援を行っている。	
☐ (4) 児童生徒の実態やニーズに応じて、他機関（行政・医療・療育・教育機関等）と連携して支援を行っている。	
上記以外の取組	
「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断 ☐ できている ☐ どちらとも言えない ☐ できていない ➤（* ☐ 重点的に取り組む必要がある） * 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。	
インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案 （上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください）	

4-3 児童生徒及び保護者の理解推進	
取組の状況	
☐	(1) 発達障害を含む障害のある児童生徒とその保護者に対して、例えば学びの場や具体的な指導・支援等に関する説明を行っている。
☐	(2) 発達障害を含む障害のある児童生徒に対する合理的配慮について、学校と本人や保護者との間で合意形成を行うための相談・協議をする機会を設けている。
上記以外の取組	
「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断 ☐ できている ☐ どちらとも言えない ☐ できていない ➤ (* ☐ 重点的に取り組む必要がある) * 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。	
インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案 (上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください)	

観点5 交流及び共同学習

交流及び共同学習は、障害のある児童生徒が地域に根差して豊かな生活を送り、社会参加するために重要な教育活動である。このため、周囲が、日々の授業やスポーツ、文化・芸術活動等での交流を通して、障害のある児童生徒の特性や可能性を知ること、また、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒の相互理解を図ることが大切である。

5-1 交流及び共同学習の実施のための具体的な取組	
取組の状況	
☐	(1) 学校全体で取り組み、教職員間で交流及び共同学習の目的や内容等を共有している。
☐	(2) 学校独自に、交流及び共同学習推進のための手引きやガイドライン等を作成している。
☐	(3) 教育委員会、文部科学省等が作成している交流及び共同学習推進のための手引きやガイドライン等を活用している。
☐	(4) 交流及び共同学習を教育課程に位置づけている。
☐	(5) 交流及び共同学習を推進するための部署を校務分掌に位置づけている。
☐	(6) 交流及び共同学習が継続的・計画的に行われるように、年間計画を作成している。
☐	(7) 学校間で役割分担を行い、連絡会や打ち合わせ等を行っている。
☐	(8) (特別支援学級を設置している小・中学校においては通常の学級と特別支援学級との交流及び共同学習を実施している。 ※高等学校は該当しない)
☐	(9) 学校間交流を実施している。
☐	(10) 交流先と教員等の付き添いや時間割を調整している。
☐	(11) 居住地校交流を実施している。
☐	(12) 居住地校交流先と教員等の付き添いや時間割を調整している。
☐	(13) 交流及び共同学習対象の児童生徒の靴箱、ロッカー、座席等を設置している。
☐	(14) 交流先と事後連絡会等を行い、課題を共有している。
上記以外の取組	
「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断	
☐	できている
☐	どちらとも言えない
☐	できていない
➤ (* ☐ 重点的に取り組む必要がある)	
* 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。	
インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案 (上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください)	

5-2 障害のある人との交流と理解・啓発	
取組の状況	
☐ (1) 障害のある者となない者が相互に理解し合うための「心のバリアフリー」※学習を実施している。	
☐ (2) 障害のある大人や地域における高齢者等、同世代以外の人と世代を超えた交流を行っている。	
☐ (3) 障害のある子どものスポーツ大会や作品展示会等のイベントに参加している。	
☐ (4) 日常の学校生活において、障害者理解に関わる指導を行っている。	
上記以外の取組	
「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断 ☐ できている ☐ どちらとも言えない ☐ できていない ➤ (* ☐ 重点的に取り組む必要がある) * 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。	
インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案 (上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください)	

※「心のバリアフリー」とは、学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解（心のバリアフリー）の推進事業のことです。本事業は、障害者の権利に関する条約や障害者基本法の規定等を踏まえ、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催を契機として、障害のある子どもと障害のない子どもと一緒に障害者スポーツを行う、障害者アスリートの体験談を聞くなどの障害者スポーツを通じた交流及び共同学習を実施することにより、互いの個性や多様性を認め合える共生社会の形成に向けた取組につなげるとともに、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進に資するものです。

観点6 移行支援

就学先・就労先の決定に当たっては、早期からの相談を行い、発達障害を含む障害のある児童生徒の可能性を最も伸長する教育が行われることを前提に、本人・保護者の意見を可能な限り尊重した上で、総合的に判断をすることが重要である。小・中学校、高等学校が、家庭及び医療、福祉、保健、労働等の関係機関や特別支援学校と連携を図り、長期的な視点で支援が必要な子どもへの教育的支援を行う必要がある。

6-1 就学支援システムづくり	
※中学校、高等学校は該当しない	
取組の状況	
☐	(1) 発達障害を含む障害のある幼児の支援を小学校へ繋げるために、例えば「就学支援シート」や「相談支援ファイル」等を活用して支援の引継ぎを行っている。
☐	(2) 特別な支援を必要とする子どもや保護者に対して就学に関する情報提供を行っている。
☐	(3) 特別な支援を必要とする子どもや保護者に対して、就学に関する早期からの教育相談を行っている。
☐	(4) 特別な支援を必要とする子ども保護者に対して、学校見学の機会を提供している。
☐	(5) 発達障害を含む障害のある児童の学びの場を継続的に検討している。
上記以外の取組	
「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断 ☐ できている ☐ どちらとも言えない ☐ できていない ➤ (* ☐ 重点的に取り組む必要がある) * 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。	
インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案 (上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください)	

6-2 就労支援システムづくり	
※小学校は該当しない	
取組の状況	
☐ (1) 就労支援に関する情報収集を行っている。 ☐ (2) 就労支援に関わる諸機関とネットワークを構築している。 ☐ (3) 保護者や特別な支援を必要とする生徒に対して、就労に関する情報を提供している。 ☐ (4) 就労支援機関から専門的な助言を受けている。 ☐ (5) 発達障害を含む障害のある生徒の希望や特性等を踏まえた就労支援を行うようにしている。	
上記以外の取組	
「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断 ☐ できている ☐ どちらとも言えない ☐ できていない ➤ (* ☐ 重点的に取り組む必要がある) * 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。	
インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案 (上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください)	

観点7 研修

インクルーシブ教育システム構築のためには、特別支援教育に関して、全ての教職員が一定の知識・技能等を有していること、特別支援学級や通級指導教室の教員等が特別支援教育に関する専門性の向上を図ることが必要である。さらに、インクルーシブ教育システムとは何かについて、教職員の理解を促していくことが重要である。

7-1 校内における専門性の向上のための取組	
取組の状況	
☐	(1) 学校全体で、全ての教職員が、特別支援教育に関する知識について学ぶ仕組みを作っている。
☐	(2) 特別支援学級や通級による指導の担当教員、特別支援教育コーディネーターの専門性の向上を図っている。
☐	(3) 外部人材を活用し、学校全体としての専門性の向上を図っている。
上記以外の取組	
「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断 ☐ できている ☐ どちらとも言えない ☐ できていない ➤ (* ☐ 重点的に取り組む必要がある) * 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。	
インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案 (上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください)	

7-2 校内における研修の実施	
取組の状況	
☐ (1) 校内において特別支援教育に関する研修を実施している。 ☐ (2) 校内においてインクルーシブ教育システムに関する研修を実施している。	
上記以外の取組	
「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断 ☐ できている ☐ どちらとも言えない ☐ できていない ➤ (* ☐ 重点的に取り組む必要がある) * 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。	
インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案 (上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください)	

7-3 校外研修を活用した理解・専門性の向上	
取組の状況	
☐ (1) 市区町村教育委員会等が主催する特別支援教育に関する研修に教職員が参加している。 ☐ (2) 市区町村教育委員会等が主催するインクルーシブ教育システムに関する研修に教職員が参加している。 ☐ (3) 研修を受けた教職員は、その内容を他の教職員に伝達している。	
上記以外の取組	
「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断 ☐ できている ☐ どちらとも言えない ☐ できていない ➤ (* ☐ 重点的に取り組む必要がある) * 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。	
インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案 (上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください)	

観点1 体制整備

特別支援教育は、インクルーシブ教育システムを推進する上で不可欠なものである。特別支援学校においては、地域の園、小・中学校、高等学校等の特別支援教育を推進する体制を整備していくための中核的な役割が求められている。具体的には、センター的機能として園、小・中学校、高等学校等の教員への支援や情報提供、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒への指導・支援等が求められており、そのための体制整備が必要である。また、インクルーシブ教育システムの推進においては、関係機関との連携も欠かせず、そのための体制整備も重要である。

1-1 センター的機能を発揮するための体制整備	
取組の状況	
☐ (1) センター的機能を担当する分掌（例えば、地域支援部等）や組織を設けている。 ☐ (2) 学校として果たすべきセンター的機能について学校経営方針に明確化している。 ☐ (3) センター的機能の具体的内容について明確にしている。 ☐ (4) 関係諸機関との連絡・調整のための体制をつくっている。 ☐ (5) 地域内の園や学校からの相談に対して組織で対応できる体制をつくっている。 ☐ (6) 地域内の園や学校に在籍している発達障害を含む障害のある幼児児童生徒への指導・支援に対応できる体制をつくっている。 ☐ (7) 地域内の園・学校からの研修希望に対応する支援体制をつくっている。	
上記以外の取組	
「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断 ☐ できている ☐ どちらとも言えない ☐ できていない ➤（* ☐ 重点的に取り組む必要がある） * 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。	
インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案 （上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください）	

1-2 地域への理解・啓発	
取組の状況	
☐	(1) 例えば、学校だよりや学校HP等で、地域住民に特別支援教育に関する理解・啓発を行っている。
☐	(2) 地域住民に運動会や文化祭等の学校行事を案内している。
上記以外の取組	
「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断	
☐ できている ☐ どちらとも言えない ☐ できていない ➤ (* ☐ 重点的に取り組む必要がある)	
* 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。	
インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案 (上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください)	

1-3 地域の関係機関との連携のための体制整備

取組の状況

- ☐ (1) 設置者である都道府県教育委員会（市区町村教育委員会、特別支援教育センター、教育事務所等を含む）と連携するための体制を整備している。
- ☐ (2) 特別支援学校間で連携する体制を整備している。
- ☐ (3) 外部の関係機関（例えば、福祉、医療、労働関係機関等）と連絡・調整を図るための体制を整備している。

上記以外の取組

「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断

- ☐ できている ☐ どちらとも言えない ☐ できていない ➤（* ☐ 重点的に取り組む必要がある）
* 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。

インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案
（上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください）

1-4 管理職のリーダーシップ	
取組の状況	
☐ (1) 特別支援教育コーディネーターが業務に専念できるように、複数名を指名する等の配慮をしている。	
☐ (2) 教員だけでなく、看護師や介助員等を活用できるよう配置している。	
☐ (3) 特別支援学校教諭免許状を取得していない教員が、免許を取得できるような配慮をしている。	
上記以外の取組	
「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断 ☐ できている ☐ どちらとも言えない ☐ できていない ➤ (* ☐ 重点的に取り組む必要がある) * 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。	
インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案 (上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください)	

観点2 施設・設備

障害のある幼児児童生徒が、安全かつ円滑に学校生活を送ることができることに加えて、災害時の地域の避難場所としての利用も想定して、校内環境のバリアフリー化を進めることが求められる。さらに、在校生をはじめ卒業生や保護者、地域の人々に学校の施設を開放することで、交流の場等としての有効活用も期待される。加えて、地域の園、小・中学校、高等学校等に整備している教育支援機器や教材教具等を貸し出すことでの有効活用も期待される。

2-1 校内環境のバリアフリー化	
取組の状況	
☐ (1) 学校内のバリアフリー施設・設備の整備状況を把握するために定期的に点検を行っている。 ☐ (2) 学校内のバリアフリー施設・設備（多機能トイレ等）の整備に関する要望を、必要に応じて教育委員会に伝えている。 ☐ (3) 災害発生時における学校施設の地域における役割を校内で共有している。 ☐ (4) 災害発生時に特化した障害に対応可能なトイレや停電時でも医療用機器が利用できる防災設備（非常用電源等）の整備に関する要望を、必要に応じて教育委員会に伝えている。	
上記以外の取組	
「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断 ☐ できている ☐ どちらとも言えない ☐ できていない ➤（* ☐ 重点的に取り組む必要がある） * 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。	
インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案 （上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください）	

2-2 卒業生や保護者、地域の人々への施設・設備の活用	
取組の状況	
☐ (1) 特別支援学校卒業生や地域の人々に、例えば体育館やプール等の施設を貸し出している。 ☐ (2) 卒業生を対象とした研修会のために、校内の実習施設を活用している。 ☐ (3) 特別支援学校卒業生と在校生の交流の場として、学校施設を活用している。 ☐ (4) 卒業生や先輩保護者等によるピア・カウンセリングの場として学校施設を貸し出している。	
上記以外の取組	
「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断 ☐ できている ☐ どちらとも言えない ☐ できていない ➤ (* ☐ 重点的に取り組む必要がある) * 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。	
インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案 (上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください)	

2-3 教育支援機器等の整備・活用	
取組の状況	
☐ (1) 教育支援機器や教材教具等の整備状況を把握している。 ☐ (2) 在籍している幼児児童生徒に必要なＩＣＴ等教育支援機器や教材教具等の整備についての要望を、必要に応じて教育委員会に伝えている。 ☐ (3) 地域内の園、小・中学校、高等学校等の要請に応じて、教育支援機器や教材教具等を貸し出している。	
上記以外の取組	
「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断 ☐ できている ☐ どちらとも言えない ☐ できていない ➤ (* ☐ 重点的に取り組む必要がある) * 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。	
インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案 (上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください)	

観点3 教育課程

小・中学校の特別支援学級や通級による指導、高等学校の通級による指導の実施に当たっては、特別支援学校学習指導要領を参考にして、特別の教育課程を編成することが可能である。そのためにも、特別支援学校においては、障害のある児童生徒の実態に応じた教育課程編成・実施の参考となる実践を蓄積していくことが期待される。特に、特別支援学校の教育課程に特別に設けられている指導領域である自立活動の指導の充実を図ることは、特別支援学級に在籍、または通級による指導を受けている児童生徒の自立活動の指導の充実につながる。

特別支援学校の教育課程の編成・実施においては、小・中学校、高等学校等の発達障害を含む障害のある児童生徒の学びの確保の視点から、「学びの連続性」を踏まえることが求められる。

3-1 自立活動の指導の充実	
取組の状況	
☐	(1) 障害のある個々の幼児児童生徒の障害の状態や特性及び発達の程度等を把握している。
☐	(2) 障害のある個々の幼児児童生徒のできることに着目している。
☐	(3) 障害のある個々の幼児児童生徒の実態把握に基づき、指導すべき課題を明確にしている。
☐	(4) 実態把握から手順を踏まえて、指導目標（ねらい）及び指導内容を設定し、個別の指導計画を作成している。
☐	(5) 自立活動の指導内容と合理的配慮の関係性を考慮して指導している。
上記以外の取組	
「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断	
☐	できている
☐	どちらとも言えない
☐	できていない
➤（* ☐ 重点的に取り組む必要がある）	
* 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。	
インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案 （上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください）	

3-2 学びの連続性の重視	
取組の状況	
☐ (1) 学習指導要領の方針を踏まえて、教育課程を検討している。 ☐ (2) 小・中学校と特別支援学校との間での柔軟な転学や、中学校から特別支援学校高等部への進学等の可能性を踏まえて、教育課程を検討している。 ☐ (3) 知的障害のある児童生徒においては、特に必要のある場合には、実態を踏まえて、小・中学校の各教科の目標や内容を参考にして指導を行っている。 ☐ (4) 学びの連続性を踏まえて、個別の教育支援計画を活用している。 ☐ (5) 学びの連続性を踏まえて、個別の指導計画を活用している。 ☐ (6) 教科等の内容の連続性を踏まえて、指導計画を作成している。 ☐ (7) 障害の特性を踏まえた「主体的・対話的で深い学び」の視点を踏まえて、授業改善を行っている。	
上記以外の取組	
「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断 ☐ できている ☐ どちらとも言えない ☐ できていない ➤ (* ☐ 重点的に取り組む必要がある) * 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。	
インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案 (上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください)	

観点4 指導体制

特別支援学校がセンター的機能を果たす上で必要不可欠な専門性は、外部専門家や関係機関と連携することで、その向上に努めることが大切である。こうした取組は、地域の園、小・中学校、高等学校等からの要請に応じる際に、ニーズに応じた情報提供や支援につながる。

4-1 外部専門家や関係機関との連携	
取組の状況	
☐	(1) 特別支援学校の専門性の向上のために、外部専門家（例えば、臨床心理士、言語聴覚士（S T）、作業療法士（O T）、理学療法士（P T）等）と連携している。
☐	(2) 外部専門家と事例検討会を行っている。
☐	(3) 外部専門家からの助言を校内全体で共有している。
☐	(4) 外部専門家からの助言を自立活動の指導に活用している。
☐	(5) 地域の園、小・中学校、高等学校等のニーズに応じた情報提供や支援を行うために、外部専門家や関係機関と連携している。
☐	(6) 他の特別支援学校と連携して、地域の園、小・中学校、高等学校等を支援している。
☐	(7) 地域の園、小・中学校、高等学校等への巡回相談の際に、外部専門家が同行している。
☐	(8) 関係機関（例えば、医療機関、福祉機関、企業等）と連携した相談会を実施している。
上記以外の取組	
「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断	
☐	できている
☐	どちらとも言えない
☐	できていない
➤（* ☐ 重点的に取り組む必要がある）	
* 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。	
インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案 （上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください）	

観点5 交流及び共同学習

交流及び共同学習は、障害のある幼児児童生徒が地域に根差して豊かな生活を送り、社会参加するために重要な教育活動である。このため、周囲が、日々の授業やスポーツ、文化・芸術活動等での交流を通して、障害のある幼児児童生徒の特性や可能性を知ること、また、障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒の相互理解を図ることが大切である。

5-1 交流及び共同学習の推進のための具体的な取組	
取組の状況	
☐	(1) 学校独自で交流及び共同学習推進のための手引きやガイドライン等を作成している。
☐	(2) 教育委員会、文部科学省等が作成している交流及び共同学習推進のための手引きやガイドライン等を活用している。
☐	(3) 交流及び共同学習を推進するための分掌を校務分掌に位置づけている。
☐	(4) 交流及び共同学習が継続的・計画的に行われるように、年間計画を作成している。
☐	(5) 各教科やスポーツ、文化・芸術活動等を教育課程に位置づけて交流及び共同学習を実施している。
☐	(6) 交流先と定期的に連絡会や協議会、打合せ等を行っている。
☐	(7) 学校間交流を実施している。
☐	(8) 学校間交流を行っている学校と、教員の付き添いや時間割を調整している。
☐	(9) 居住地校交流を実施している。
☐	(10) 居住地校交流を行っている学校と、教員の付き添いや時間割を調整している。
☐	(11) 交流先と事後連絡会等を行い、課題を共有している。
上記以外の取組	
「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断	
☐	できている
☐	どちらとも言えない
☐	できていない
➤（* ☐ 重点的に取り組む必要がある）	
* 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。	
インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案 （上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください）	

5-2 地域への理解・啓発	
取組の状況	
☐ (1) 障害のある者となない者が相互に理解し合うための「心のバリアフリー」※学習を実施している。	
☐ (2) 地域資源を活用し、地域住民との交流を行っている。	
☐ (3) 放課後や休日に在校生や卒業生、地域の障害のある幼児児童生徒、地域住民等が気軽にスポーツ活動等に参加できるように学校を開放している。	
☐ (4) 放課後や休日に地域で開催するスポーツ大会や作品展示会等地域の活動に参加している。	
上記以外の取組	
「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断 ☐ できている ☐ どちらとも言えない ☐ できていない ➤ (* ☐ 重点的に取り組む必要がある) * 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。	
インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案 (上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください)	

※「心のバリアフリー」とは、学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解（心のバリアフリー）の推進事業のことです。本事業は、障害者の権利に関する条約や障害者基本法の規定等を踏まえ、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催を契機として、障害のある子どもと障害のない子どもと一緒に障害者スポーツを行う、障害者アスリートの体験談を聞くなどの障害者スポーツを通じた交流及び共同学習を実施することにより、互いの個性や多様性を認め合える共生社会の形成に向けた取組につなげるとともに、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進に資するものです。

観点6 移行支援

発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対しては、可能な限り早期から成人に至るまでの一貫した支援を行うことが求められている。このため、特別支援学校は、早期から発達障害を含む障害のある幼児や特別な配慮を必要とする幼児とその保護者に対して、相談に応じたり、必要に応じて支援を行ったりすることが必要である。また、発達障害を含む障害のある児童生徒の学びの場を柔軟に見直すことができることを踏まえて、必要に応じて転学に関する相談に応じることも求められる。さらに、発達障害を含む障害のある生徒の就労移行に関する情報提供も求められる。

6-1 就学・転学に係る相談・助言	
取組の状況	
☐ (1) 保護者に対して就学に関する情報提供を行っている。 ☐ (2) 保護者に対して就学に向けた教育相談を行っている。 ☐ (3) 保護者に就学先の学校見学等の機会を提供している。 ☐ (4) 例えば、親子教室等を実施して、就学前の発達障害を含む障害のある幼児や特別な支援が必要な幼児とその保護者に対して支援を行っている。 ☐ (5) 園からの発達障害を含む障害のある幼児の就学に関する相談に応じている。 ☐ (6) 個別の教育支援計画の作成に当たって小・中学校の支援を行っている。 ☐ (7) 必要に応じて、本人や保護者に対して転学に関する情報提供を行っている。 ☐ (8) 必要に応じて、本人や保護者に対して転学に向けた教育相談を行っている。	
上記以外の取組	
「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断 ☐ できている ☐ どちらとも言えない ☐ できていない ➤ (* ☐ 重点的に取り組む必要がある) * 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。	
インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案 (上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください)	

6-2 職業教育・進路指導、就労に係る相談・助言	
取組の状況	
☐ (1) 高等学校の教員に対して、職業教育や進路指導についての助言を行っている。 ☐ (2) 高等学校の生徒や保護者からの就労に係わる相談に応じている。 ☐ (3) 高等学校の教員に対して、実習先や社会福祉施設を含む進路先についての情報を提供している。 ☐ (4) 高等学校の教員に対して、就労支援機関に関する情報を提供している。 ☐ (5) 特別支援学校が行う職業教育・進路指導に関する研修会や講演会を公開している。 ☐ (6) 本人や保護者に対して、社会福祉施設を含む進路先についての情報提供をしている。 ☐ (7) 個別の教育支援計画の作成に当たって高等学校の支援を行っている。	
上記以外の取組	
「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断 ☐ できている ☐ どちらとも言えない ☐ できていない ➤ (* ☐ 重点的に取り組む必要がある) * 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。	
インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案 (上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください)	

観点7 研修

インクルーシブ教育システム構築のためには、全ての教職員が特別支援教育に関して一定の知識を有していることが求められる。特別支援学校においては、センター的機能として園、小・中学校、高等学校等の教員の特別支援教育についての専門性の向上やインクルーシブ教育システムに関する理解促進のための研修の実施や研修協力が求められる。このためには、特別支援学校の専門性の向上が不可欠となる。

7-1 センター的機能を発揮するための組織としての専門性の向上	
取組の状況	
☐ (1) 教員一人ひとりの専門性の状況を把握する仕組みがある。 ☐ (2) 学校全体の組織としての強みや課題が明らかになっている。	
上記以外の取組	
「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断 ☐ できている ☐ どちらとも言えない ☐ できていない ➤ (* ☐ 重点的に取り組む必要がある) * 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。	
インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案 (上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください)	

7-2 校内研修による専門性の向上	
取組の状況	
☐	(1) 校内において専門性の向上に関する研修を実施している。
☐	(2) 校内においてインクルーシブ教育システムに関する研修を実施している。
上記以外の取組	
「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断 ☐ できている ☐ どちらとも言えない ☐ できていない ➤ (* ☐ 重点的に取り組む必要がある) * 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。	
インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案 (上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください)	

7-3 校外研修を活用した専門性の向上	
取組の状況	
☐ (1) 都道府県教育委員会等が主催する特別支援教育の専門性向上に関する研修に、教職員が参加している。	
☐ (2) 都道府県教育委員会等が主催するインクルーシブ教育システムに関する研修に、教職員が参加している。	
☐ (3) 研修を受けた教員が、研修内容を他の教職員へ伝達する機会を設けている。	
上記以外の取組	
「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断 ☐ できている ☐ どちらとも言えない ☐ できていない ➤ (* ☐ 重点的に取り組む必要がある) * 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。	
インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案 (上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください)	

7-4 園、小・中学校、高等学校等に対する研修の実施・協力	
取組の状況	
☐ (1) 園や小・中学校、高等学校等の多様なニーズに応えられる研修プログラム、コンテンツを持っている。 ☐ (2) 学校や地域で、特別支援教育やインクルーシブ教育システムに関する研修会や講演会を実施している。 ☐ (3) 地域の園、小・中学校、高等学校等の教員も参加可能な校内研修会を実施している。 ☐ (4) 園、小・中学校、高等学校等からの要請に応じて、特別支援教育やインクルーシブ教育システムに関する研修の講師を派遣している。	
上記以外の取組	
「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断 ☐ できている ☐ どちらとも言えない ☐ できていない ➤ (* ☐ 重点的に取り組む必要がある) * 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。	
インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案 (上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください)	

資料4

「インクル COMPASS」ナビゲーションシート

ナビゲーションシート

幼稚園・認定こども園・保育所用

I. インクルーシブ教育システムの構築状況

	できている	どちらとも言えない	できていない	重点的に取り組む必要がある
観点1 体制整備				
(1-1)園内の支援に係る体制整備				
(1-2)周囲の幼児及び保護者の理解推進				
(1-3)地域への理解・啓発				
(1-4)管理職のリーダーシップに基づく園経営				
観点2 施設・設備				
(2-1)バリアフリー施設・設備の整備				
(2-2)合理的配慮の提供に関する施設・設備の整備				
(2-3)教育支援機器の整備				
(2-4)教室配置及び既存の教室の活用				
観点3 教育課程				
(3-1)教育課程の編成・実施				
観点4 指導体制				
(4-1)指導体制の整備・充実				
(4-2)地域の関係機関の連携				
(4-3)幼児及び保護者の理解推進				
観点5 交流及び共同学習				
(5-1)交流及び共同学習の実施のための具体的な取組				
(5-2)障害のある人との交流と理解・啓発				
観点6 移行支援				
(6-1)就学支援システムづくり				
観点7 研修				
(7-1)園内における専門性の向上のための取組				
(7-2)園内における研修の実施				
(7-3)校外研修を活用した理解・専門性の向上				

II. インクルーシブ教育システム構築の推進に向けた重点的取組の方策案

優先順位	観点番号	方策案の概要
例	7	園全体で障害のある子どもや保護者を支援するために、特別支援教育についての理解を深める。
1		
2		
3		

ナビゲーションシート

小・中学校、高等学校用

I. インクルーシブ教育システムの構築状況

	できている	どちらとも言えない	できていない	重点的に取り組む必要がある
観点1 体制整備				
(1-1) 校内の支援に係る体制整備				
(1-2) 周囲の児童生徒及び保護者の理解推進				
(1-3) 地域への理解・啓発				
(1-4) 管理職のリーダーシップに基づく学校経営				
観点2 施設・設備				
(2-1) バリアフリー施設・設備の整備				
(2-2) 合理的配慮の提供に関する施設・設備の整備				
(2-3) 教育支援機器の整備				
(2-4) 教室配置及び既存の教室の活用				
観点3 教育課程				
(3-1) 特別の教育課程の編成				
(3-2) 特別の教育課程の実施				
観点4 指導体制				
(4-1) 指導体制の整備・充実				
(4-2) 地域の関係機関の連携				
(4-3) 児童生徒及び保護者の理解推進				
観点5 交流及び共同学習				
(5-1) 交流及び共同学習の実施のための具体的な取組				
(5-2) 障害のある人との交流と理解・啓発				
観点6 移行支援				
(6-1) 就学支援システムづくり				
(6-2) 就労支援システムづくり				
観点7 研修				
(7-1) 校内における専門性の向上のための取組				
(7-2) 校内における研修の実施				
(7-3) 校外研修を活用した理解・専門性の向上				

II. インクルーシブ教育システム構築の推進に向けた重点的取組の方策案

優先順位	観点番号	方策案の概要（できるだけ具体的に記載してください）
例	4	通常の学級に在籍する障害のある生徒について、保護者や関係機関との協働により個別の教育支援計画を作成することを通して指導体制の充実を図る。
1		
2		
3		

ナビゲーションシート

特別支援学校用

I. インクルーシブ教育システムの構築状況

	できている	どちらとも言えない	できていない	重点的に取り組む必要がある
観点1 体制整備				
(1-1) センターの機能を発揮するための体制整備				
(1-2) 地域への理解・啓発				
(1-3) 地域の関係機関との連携のための体制整備				
(1-4) 管理職のリーダーシップ				
観点2 施設・設備				
(2-1) 校内環境のバリアフリー化				
(2-2) 卒業生や保護者、地域の人々への施設・設備の活用				
(2-3) 教育支援機器等の整備・活用				
観点3 教育課程				
(3-1) 自立活動の指導の充実				
(3-2) 学びの連続性の重視				
観点4 指導体制				
(4-1) 外部専門家や関係機関との連携				
観点5 交流及び共同学習				
(5-1) 交流及び共同学習の推進のための具体的な取組				
(5-2) 地域への理解・啓発				
観点6 移行支援				
(6-1) 就学・転学に係る相談・助言				
(6-2) 職業教育・進路指導、就労に係る相談・助言				
観点7 研修				
(7-1) センターの機能を発揮するための組織としての専門性の向上				
(7-2) 校内研修による専門性の向上				
(7-3) 校外研修を活用した専門性の向上				
(7-4) 園、小・中学校、高等学校等に対する研修の実施・協力				

II. インクルーシブ教育システム構築の推進に向けた重点的取組の方策案

優先順位	観点番号	方策案の概要
例	3	地域の人的・物的資源の情報を収集し、教育課程内での活用を促進することによって、地域に開かれた教育課程の編成及び実施を図る。
1		
2		
3		

資料5

「インクル COMPASS」理解・啓発、普及リーフレット

インクルーシブ教育システムを推進するための
地域や学校等の主体的な取組を支援します

インクル COMPASS



「インクル COMPASS」とは「インクルーシブ教育システムを推進し、主体的取組を支援するための観点」のことです。COMPASS は、英語表記である「Components for Promoting Inclusive Education System and Assisting Proactive Practices」の頭字語です。

「インクル COMPASS」は、園や学校の取組状況を7つの観点でチェックするシートと、全体の進捗状況を俯瞰するためのナビゲーションシートで構成されています。

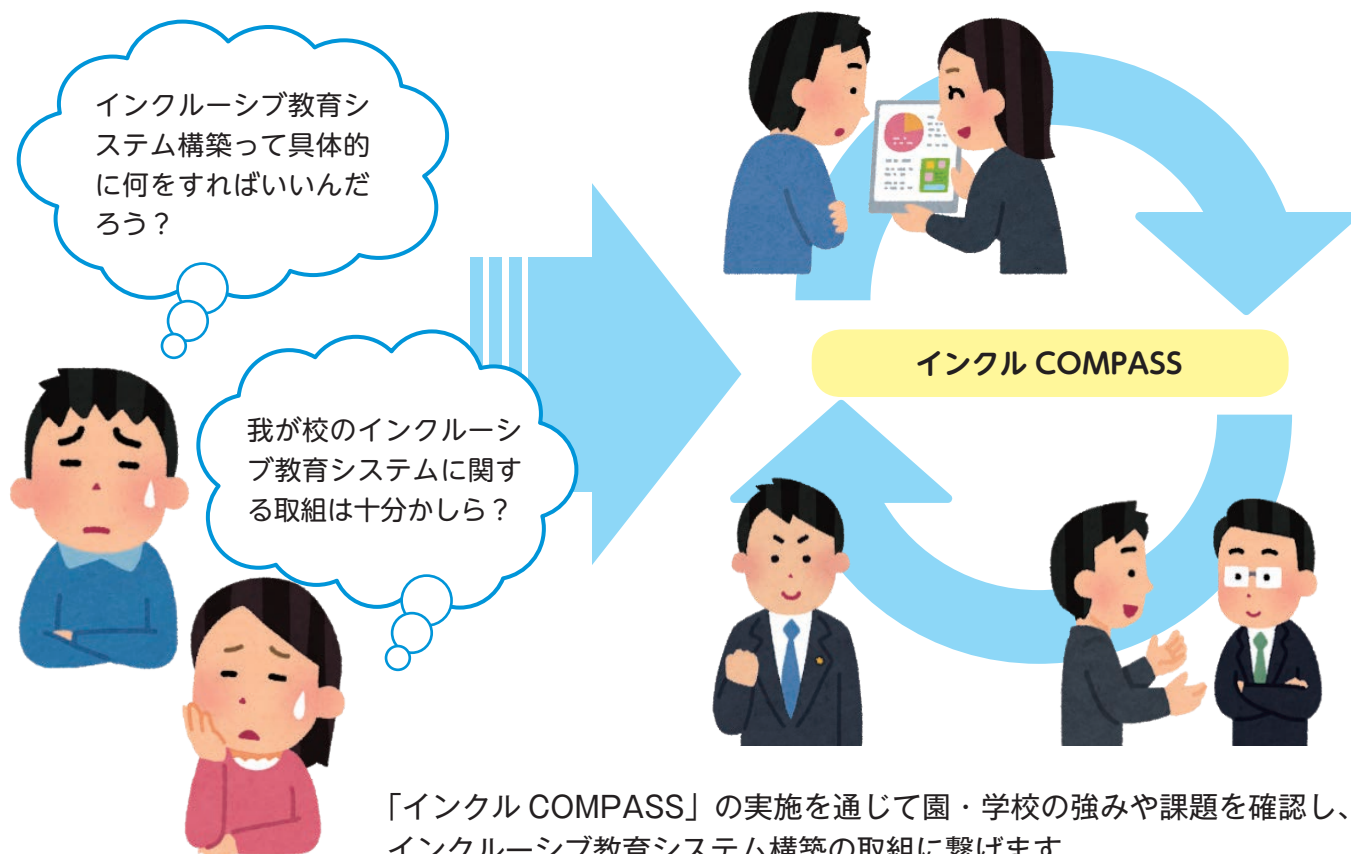
インクルーシブ教育システムとは？

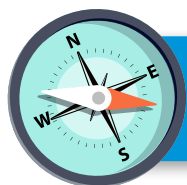
障害者の権利に関する条約第 24 条によれば、「インクルーシブ教育システム」(inclusive education system) とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が「general education system」(一般的な教育制度) から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」の提供等が必要とされています。基本的な方向性としては、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指しています。そして、多様で柔軟な仕組みを整備するためには、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要になります。

インクルーシブ教育システムを構築するには？

インクルーシブ教育システムを構築するためには、園や学校で取組状況を把握し、今後の見通しをもつための観点が必要になってきます。また、園や学校で行われている取組が、インクルーシブ教育システムとどのように関連付いているのかがわかりにくいという声もあります。

「インクル COMPASS」は、園や学校がインクルーシブ教育システム構築の現状や課題を把握して、次の取組を見出すための手掛かりを得ることを目的としたツールです。園や学校で取り組む際や、これまでの取組を振り返る際などに、インクルーシブ教育システムを構築するための一つの方向性を示す観点としてご活用ください。





「インクル COMPASS」って？

「インクル COMPASS」は、インクルーシブ教育システム構築の取組状況について、他の地域や園・学校と比較するためのものではありません。各取組について内省をはかり、今後の見通しをもつためのツールとして、以下のようなコンセプトを掲げています。

- (1) 園や学校のインクルーシブ教育システム構築を一層推進するために、現在の取組状況を把握し、その結果を踏まえて今後の取組を検討する際のヒントが掴めます。
- (2) 現状を振り返ることで、園や学校の強みや課題を可視化することができます。

「インクル COMPASS」では、図1に示す7つの観点の各項目について、園や学校の取組状況をチェックし、これらのチェック結果を総合的に判断して、今後の取組の方向性を検討します。「インクル COMPASS」は、各項目についてチェックを行うシートと、全体の進捗状況を俯瞰するための「ナビゲーションシート」で構成されています。

「ナビゲーションシート」(図2)は、全体の進捗状況を俯瞰して活用するためのシートです。具体的には、チェックした結果を基に全体を俯瞰しながら、インクルーシブ教育システム構築の推進に向けた重点的取組の方策案をまとめることができます。

図2 「ナビゲーションシート」

1. 体制整備

- ・園内・校内の支援に係る体制整備
- ・地域への理解・啓発 など

2. 施設・設備

- ・バリアフリー施設・設備の整備
- ・教育支援機器の整備 など

3. 教育課程

- ・特別の教育課程の編成
- ・特別の教育課程の実施・評価

4. 指導体制

- ・指導体制の整備・充実
- ・幼児児童生徒及び保護者の理解推進 など

5. 交流及び共同学習

- ・交流及び共同学習の実施のための具体的な取組
- ・障害のある人との交流と理解啓発

6. 移行支援

- ・就学支援システムづくり
- ・就労支援システムづくり

7. 研修

- ・園内・校内における研修の実施
- ・校外研修を活用した理解・専門性の向上 など

図1 「インクル COMPASS」の観点と項目

「インクル COMPASS」の活用

次のように「インクル COMPASS」を活用することで、園や学校のインクルーシブ教育システムの構築を充実させることができます。

STEP 1 園や学校の実情をチェックして取組状況を把握する

3-2 特別的教育課程の実施	
特別的教育課程の実施上の配慮	
取組の状況	
☒	(1) 障害のある幼児児童生徒について教育課程を具体化する際は、個別の指導計画を作成し、一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にしている。
☒	(2) 障害のある幼児児童生徒の教育課程の実施に当たっては、教育の効果を定期的に検証し、必要があれば指導の内容や方法を改善している。
☐	(3) 障害のある幼児児童生徒の教育課程の実施に当たっては、地域の人的・物的資源を取り入れるなど、地域の協力を得ながら実施している。
☒	(4) 障害のある幼児児童生徒の教育課程の実施に当たっては、指導に関わる教師が連携し、複数の教科等の連携を図りながら授業をつくっている。
☐	(5) 通級による指導を受けている児童生徒の特別的教育課程の実施に当たっては、通級による指導の内容と各教科等の指導の内容を関連付けて指導を行っている。 ※幼稚園は該当しない

園や学校の実情について、管理職や学年主任、特別支援教育コーディネーターなど複数名でチェックし、園や学校の実情を把握しましょう。観点や項目ごとに担当を分担したり、相談したりして作成することで、園や学校全体で取り組むことができます。

また、実施時期については、年度末に実施して取組を振り返ったり、次年度の年間計画を検討したりするなどの活用が考えられます。

STEP 2 「ナビゲーションシート」で園や学校の強みや課題を可視化し、重点的取組の方策を検討する

インクルーシブ教育システムを推進し、主体的取組を支援するための観点 インクルCOMPASS				
ナビゲーションシート				
園、小・中学校、高等学校用				
1. インクルーシブ教育システムの構築状況				
観点1 体制整備	できている	できている も まだない	できていない	まだ検討中 である
(1-1) 園内・校内の支援に係る体制整備	☐			
(1-2) 周囲の幼児児童生徒及び保護者の理解推進		☐		
(1-3) 地域への理解・啓発			☐	
(1-4) 管理職のリーダーシップに基づく園・学校経営	☐			
観点2 施設・設備				
(2-1) バリアフリー施設・設備の整備	☐			
(2-2) 合理的配慮の提供に関する施設・設備の整備	☐			
(2-3) 教育支援機器の整備	☐			
(2-4) 教室配置及び既存の教室の活用			☐	
観点3 教育課程				
(3-1) 特別的教育課程の編成		☐		

「ナビゲーションシート」を使って、全体の取組状況を俯瞰し、強みや課題を可視化した上で、重点的取組の方策を検討します。

重点的取組は、園や学校の実情に応じて総合的に判断します。「できている」にチェックが付いた強みを活かしたり、「できていない」にチェックが付いた課題について検討を行います。

STEP 3 インクル COMPASSの結果を共有し、取組につなげる



「インクル COMPASS」の実施結果を学校全体で共有したり、チームを組織して検討するなどして、具体的な取組につなげていきましょう。

すぐに取り組める内容もあれば、長期的に取り組むべき課題もあると思います。実情に応じて無理のない計画を立てましょう。

最後に、「インクル COMPASS」を活用して実施した取組を振り返ることで、次のさらなる取組や今後の計画に活かしていきましょう。

「インクル COMPASS」を活用して

A 小学校の事例

「インクル COMPASS」を使って検討された重点的取組
以下では、園・学校の強みを活かした取組の事例と課題

事例 1. 強みを活かした取組事例

～校内研修を活用した合理的配慮に関する取組の再確認～

STEP 1

校長、教頭、主幹教諭、特別支援教育コーディネーターなど計7名でチェック及び確認が行われました。さらに、この7名で「インクル COMPASS 検討会」を組織し、学校全体で「インクル COMPASS」に取り組みました。



チームを組織して「インクル COMPASS」を実施したことで、情報や結果が共有しやすくなり、学校全体の取組につながりやすくなります！

STEP 2

「ナビゲーションシート」を使って、チェック結果全体を俯瞰することで、学校の強みと課題を可視化しました。その結果、「校内の支援に係る体制整備」や「管理職のリーダーシップに基づく学校経営」の項目に「できている」のチェックが付けられ、当校の強みであることがわかりました。これを受けて、当校の強みをさらに伸ばしていくための重点的取組の方策案が検討されました。

インクルーシブ教育システムを推進し、主体的取組を支援するための観点
インクルCOMPASS

ナビゲーションシート

園、小・中学校、高等学校用

1. インクルーシブ教育システムの構築状況

観点1 体制整備	できている	どちらにも きかない	できていない	調査に 応じない
(1-1) 園内・校内の支援に係る体制整備	○			○
(1-2) 周囲の幼児児童生徒及び保護者の理解推進		○		
(1-3) 地域への理解・啓発		○		
(1-4) 管理職のリーダーシップに基づく園・学校経営	○			○
観点2 施設・設備				
(2-1) バリアフリー施設・設備の整備			○	
(2-2) 合理的配慮の提供に關する施設・設備の整備		○		○

実施された「ナビゲーションシート」の結果



「インクル COMPASS」の実施を通じて、学校の強みや課題に気付くことができ、実際の取組につなぐためにヒントを得られました！

STEP 3

「インクル COMPASS」の実施を受けて検討を行った結果、当校ですでに実施されている合理的配慮について職員全体でその価値を再確認することの必要性が出されました。そのために校内研修を行い、インクルーシブ教育システムに関する基本事項について確認を行うとともに、インクルーシブ教育システムに関する当校独自のチェックリストに各自がチェックを行うようにしました。こうすることによって、一人一人が具体的な行動につなげやすくなりました。また、職員それぞれが校内で既に実施している取組についても把握することができました。



校内研修は短時間で設定されましたが、既存の校内研修や会議などの中にもインクルーシブ教育システムの視点を少しずつ取り入れるなど、限られた時間の中でも着実に取組を進めていく工夫が行われていました！

取り組まれた実践事例の紹介

組の方策案に従って、実際に取組につなげていきます。
の改善を目指した取組の事例をご紹介します。

B 特別支援学校の事例

事例 2. 課題改善を目指した取組事例

～ Webサイトを利用した地域への理解・啓発～

STEP 1

校長、副校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、情報担当の複数名でチェック・確認するというプロセスで「インクル COMPASS」が実施されました。



複数の教員で協力してチェックすることも、インクルーシブ教育システムに対する共通理解を図る上で効果的です！

STEP 2

「ナビゲーションシート」を使って、学校の取組状況を俯瞰し、強みと課題を可視化しました。これを基に、校内で重点的取組の方策案が検討されました。その結果、重点的取組の方策案として、当校の課題であった「地域への理解・啓発」が挙げられました。

この項目は、「ナビゲーションシート」で「どちらとも言えない」にチェックが付けられた項目でしたが、インクルーシブ教育システムの構築に向け、特別支援学校のセンター的機能をより充実していく上で重要な点であることが確認されたのです。

インクルーシブ教育システムを推進し、主体的取組を支援するための観点
インクルCOMPASS

ナビゲーションシート

特別支援学校用

1. インクルーシブ教育システムの構築状況

観点1 体制整備	できている	どちらとも言えない	できていない	調査時に限りある課題がある
(1-1) センターの機能を発揮するための体制整備		○		
(1-2) 地域への理解・啓発		○		○
(1-3) 地域の関係機関との連携のための体制整備	○			
(1-4) 管理職のリーダーシップ	○			
観点2 施設・設備				
(2-1) 校内環境のバリアフリー化	○			

実施された「ナビゲーションシート」の結果



課題には、すぐに取り組むことのできる短期的な課題と、継続的に取り組む必要のある長期的な課題があります。課題の性質も考慮しながら重点的取組の方策案を検討してみましょう！

STEP 3

校内で検討を行い、「地域への理解・啓発」を進めるための具体的な取組として、学校の Web サイトを活用した情報発信を行うことになりました。

具体的には、学校の Web サイトに新たなページを開設し、教育相談や研修支援に関する情報発信を強化しました。

また、こうした取組を振り返ることで、Web サイトのさらなる充実や、サイトを管理する教員自身の専門性向上にも波及効果が期待されます。



「インクル COMPASS」の結果を引き継いでいくことで、強みや課題に対して計画的に取り組むことができるとともに、子どもたちへの長期的な指導や支援につながります！

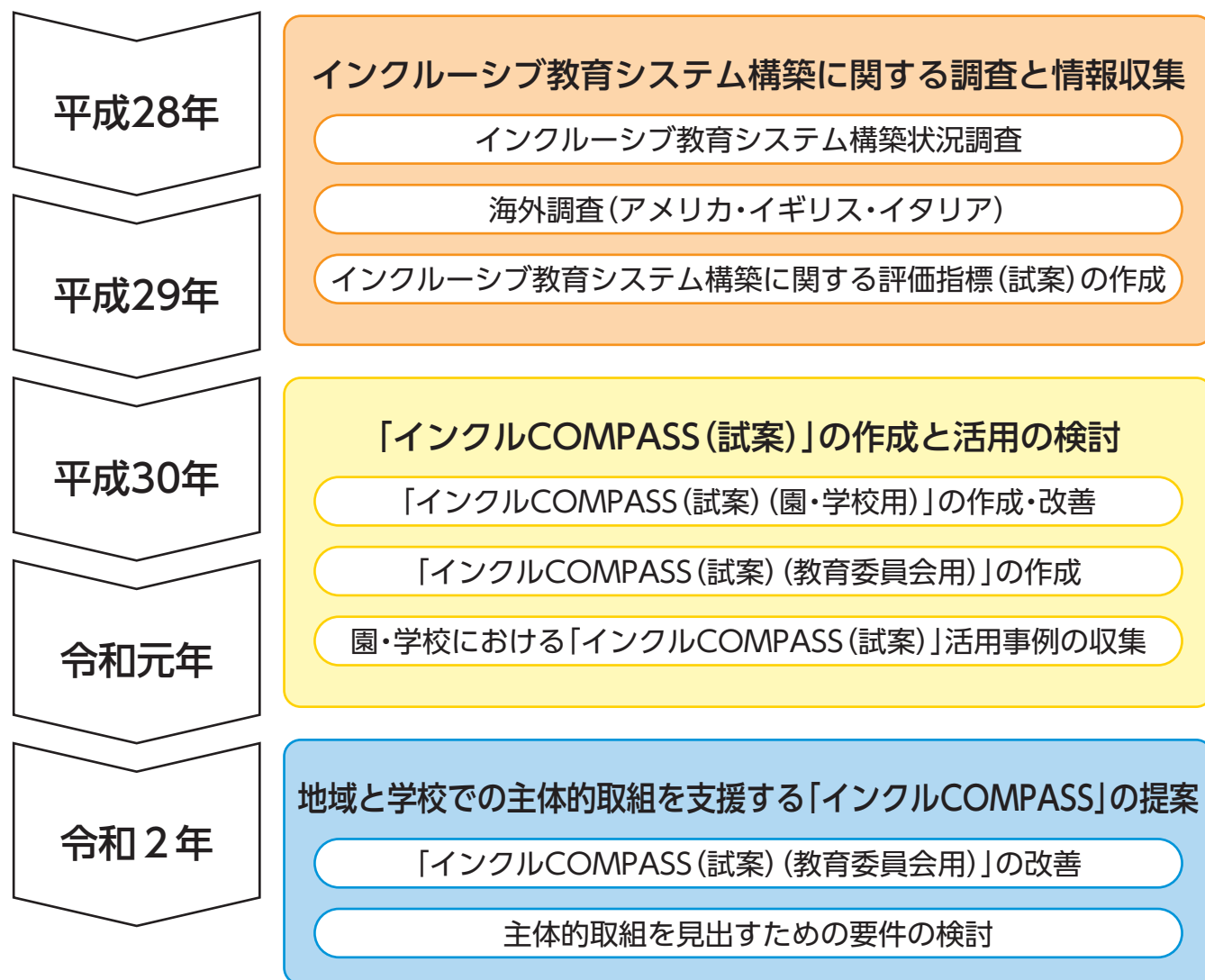
研究について

研究の概要

障害者の権利に関する条約の批准や障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が施行される中で、インクルーシブ教育システムの構築は、我が国の重要な政策課題になっています。こうした流れの中、国立特別支援教育総合研究所では、平成 28 年度から令和 2 年度にかけて、「我が国におけるインクルーシブ教育システムの構築に関する総合的研究」を実施することにしました。

本研究の目的は、園や学校がインクルーシブ教育システム構築の現状や課題を把握して、次の取組を見出すための手掛かりを得るための観点である「インクル COMPASS」を作成することです。

5 年間の研究の流れ



本研究にご協力をいただきました都道府県教育委員会、市区町村教育委員会、園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、関係者の皆様に心より感謝申し上げます。



本リーフレットは、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所で実施した基幹研究（横断的研究）「我が国におけるインクルーシブ教育システムの構築に関する総合的研究－インクル COMPASS（試案）の活用を検討－」（平成30年度～令和元年度）において作成したものです。

本研究について詳しくお知りになりたい方は、当研究所ホームページもしくは以下のURLから研究成果報告書（インクル COMPASS チェックシート、ナビゲーションシートを含む）をご覧ください。

https://www.nise.go.jp/nc/report_material/research_results_publications/specialized_research